4　入札手続等
⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館 近畿地方整備局総務部契約課　村上　智紀 電話06―6942―1141㈹
⑵から⑷までは、第１号４⑵から⑷までに同じ。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
ⓐから(c)までは、第１号４⑸ⓐから(c)までに同じ。
ⓓ　開札は、平成24年１月27日午後２時30分 近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
5　その他
⑴から⑯までは、第１号５⑴から⑯までに同じ。
6　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of betterment for substructure and other area of Simotawara in Kiyotaki-Ikoma-road
⑹　Contact point for tender documentation : Tomonori Murakami the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年 10 月 21 日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　小野　憲司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第 10 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）浚渫工事（第二工区）（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）の浚渫工及び土砂投入工を施工するものである。
浚渫工［浚渫　約270,000㎥（約120,000㎥）］１式、土砂投入工［土運船運搬　約120,000㎥、トレミー土砂投入　約120,000㎥］１式、安全管理１式、事業損失防止施設１式
⑸　工期　平成24年６月29日まで
⑹　使用する主要な資機材　スパッド式グラブ浚渫船、土運船、砂撒船
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能の向上に関する事項及び社会的要請への対応に関する事項について、当局の想定する施工方法（以下、「標準案」という。）に対して技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）。
⑷　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
ⓘ　単体有資格業者、共同企業体の代表者にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の①及び②の施工実績を有すること。ただし、①と②は別件工事でも可。
①　計画土量85,000㎥／件以上を施工した工事
②　計画水深－11m以深を施工した工事
ⓡ　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の③及び④の施工実績を有すること。ただし、③と④は別件工事でも可。
③　浚渫土量43,000㎥／件以上を施工した工事
④　計画水深－5.5m以深を施工した工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
ⓘ　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格業者にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷ⓘ①又は②の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
ⓡ　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷ⓡ③又は④の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
⑹　工事目的物の性能・機能の向上に関する項目及び社会的要請への対応に関する項目に係る技術提案に対しては、技術提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）又は、標準案に基づく施工計画書が適正であること。
本工事に係る技術提案にあたっては、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書（以下「設計図書」という。）に示された技術提案の範囲に対して、標準案と異なる技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出することとし、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、標準案による施工計画書も併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画書を提出すること。
なお、技術提案書等は共同企業体又は単体有資格業者として、一提案を提出すること（各構成員毎に提出する必要はない。）。